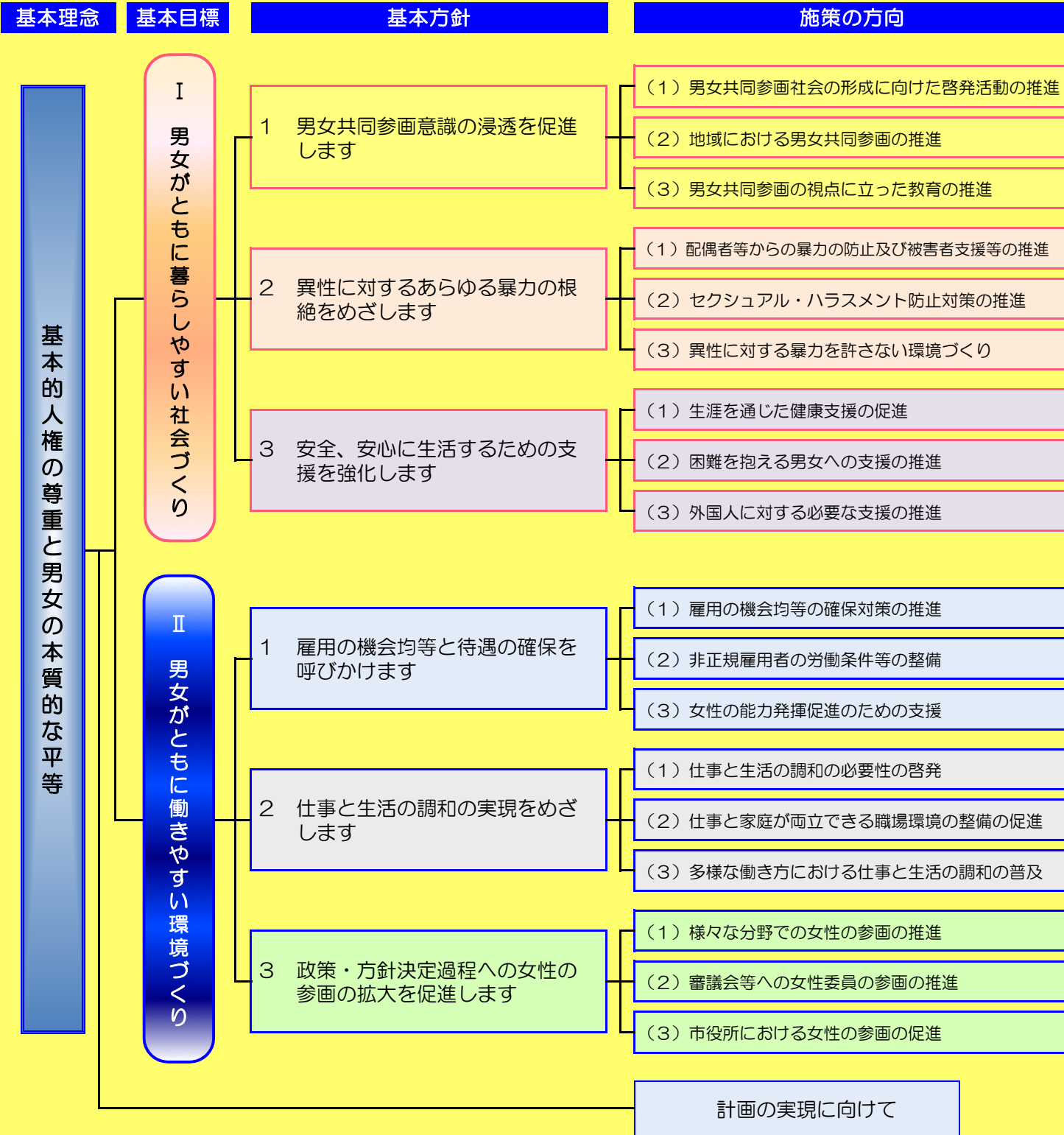


第2次プラン体系



男女共同参画社会の実現のために、別府市では、上記プラン体系に沿った様々な事業を行います。具体的な取組を書いた「第2次男女共同参画プラン」(冊子)を、別府市役所や市のホームページで閲覧できます。

別府市企画部自治振興課 男女共同参画推進室
〒874-8511 別府市上野口町1番15号
電話 0977-21-1111
ホームページ <http://www.city.beppu.oita.jp/>

平成23年3月発行



概要版

(平成23年度～平成32年度)



3色の大きいマル・小さなマル・細長いマルは、性の差や年齢の差や国籍の差など人には色々な差があっても、それぞれの個性が生かせるまちづくりを、一緒にしていきましょうという意味があります。全体の形は、べっぷの温泉のマークをイメージしています。

別府市

別府市では、男女共同参画社会の実現のために、行政と市民が一緒にどういったことに取り組んでいくか、その施策を計画的に実行していく基本的な計画「第2次男女共同参画プラン」を策定しました。

男女共同参画社会を実現させるために

～ 行政、企業、市民の皆さんと一緒に進めていきましょう～

男女が、互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会、それが男女共同参画社会です。

基本目標Ⅰ 男女がともに暮らしやすい社会づくり

基本目標Ⅱ 男女がともに働きやすい環境づくり

たとえば

「女だから・・・、男だから・・・」と性別によって役割を決めたり、能力を判断したりしていませんか？
「あなたがあなたらしく、わたしがわたしらしく」人生を送ることができるように、互いの個性を大切にしましょう。

たとえば

「長時間労働ができる（する）社員」＝「優秀な社員」という評価をしていませんか？
企業などでは、仕事と家庭、地域活動や自己研さんの時間をバランスよくとることができるよう、労働時間や人事評価方法を見直し、男性も女性も働きやすい職場環境を整えましょう。

たとえば

「女の子だから・・・、男の子だから・・・」と親や周囲の人が、子どもの気持ちや個性から目をそらしていませんか？
次世代を担う子どもたちの男女平等、男女共同参画意識を家庭、地域、学校などではぐくみましょう。

たとえば

「女性は補助的な仕事向き」、「組織の長は男性がするべき」と思い込んでいませんか？企業などでは、性別にかかわらず個人の意欲、能力に合った採用、管理職などへの登用を進めましょう。

たとえば

「暴力をふるわれるのは、私が悪いから」、「私さえ我慢すればいい」と思っていませんか？
ドメスティック・バイオレンス(DV)*1やセクシュアル・ハラスメント*2は、個人の尊厳を侵害する行為です。一人で悩まず、だれか（どこか）に相談しましょう。

たとえば

「男性は働いて当然」、「女性が家事をするのは当たり前」と決めつけていませんか？
男女が協力して、育児、介護、家事や地域活動に積極的に取り組むことができるように、家族や周囲の人と、仕事や家庭などでの役割分担について話しましょう。



相談機関の紹介

相談内容	相談先	電話番号
夫や恋人などからの暴力について	女性の相談ホットライン	0977-21-7820
	女性相談室	0977-21-1111
職場での性別による差別的取扱いやセクハラについて	大分労働局雇用均等室	097-532-4025
育児・介護休業などの仕事と家庭の両立について		
パートタイム労働について		

事業紹介

男女共同参画啓発誌「あすてっぴ」

男女共同参画の取組や、自分らしく輝いている人を紹介する啓発誌を年に2回程度発行し、町内の回覧板と一緒に配付しています。



*1 ドメスティック・バイオレンス (DV)
配偶者等の男女間における身体的・精神的・性的・経済的な暴力行為。相手を思いどおりに動かしたり、相手の人格や意見を尊重しないで、自分の考えや価値観を一方向的に押し付けたりする「力による支配の関係」が根底にあります。

*2 セクシュアル・ハラスメント
継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動をさします。